

# 市民活動情報 掲載規定

## はじめに

掛川市では、市民活動や地域イベントに関する情報を広く市民の皆さまにお届けするため、公式ホームページに情報を掲載しています。本規定は、情報掲載の基準や手続きについて定めたものです。掲載を希望する団体の方は、以下の内容を御確認ください。

なお、市民活動情報の掲載ページは、掛川市が事業自体を後援・支援するものではありません。あくまで事業内容を紹介するものですので、誤解のないよう御注意ください。

※本規定は、令和8年2月10日現在のものです。今後、必要に応じて内容を変更する場合があります。

## 1. 掲載対象

以下の条件を満たす市民活動を対象とします。

### (1) 事業（イベント）内容

市民や団体、地域の交流を深める活動だけでなく、生涯学習や社会貢献、地域の課題解決を目指し、市民生活の向上に寄与する幅広い活動を対象とします。

**参考例：**地域住民同士の交流イベントや、地域の魅力を発信する取り組み。

趣味やスキルを学ぶ講座、文化・芸術活動の発表会。

キャリアアップや自己成長を目的としたセミナーやワークショップ。

福祉活動、環境保全活動、防災勉強会、子育て支援、CSR活動など。

### (2) 開催場所

掛川市内またはオンラインで実施される活動に限ります。

### (3) 主催団体

掛川市内に事務所や拠点がある市民活動団体・地縁団体を原則とします。ただし、掛川市民を対象とし、掛川市内で実施される事業を行う団体にあっては、この限りではありません。

#### ①市民活動団体等

ア 特定非営利活動法人

イ 5人以上で組織された団体（特定非営利活動法人を除く）

ウ 市民活動団体・企業・行政などで組織された共同事業体

#### ②地縁団体等

ア 地区まちづくり協議会

イ 自治区・地区

ウ 地区福祉協議会（地区福祉委員会）

## 2. 掲載不可の内容

申請書類（LoGo フォームや添付書類を含む）に記載漏れや不備があり、内容の確認ができない場合、または以下の事項に該当する場合は、掲載を不可とします。

- 政治／宗教／営業に関するもの
- 活動内容が営利と捉えられるもの、もしくは誤解を招く内容のもの（主催者自身が講師料を受領するもの（月謝等）／会費が顕著に高いもの（目安は 3,000 円）／営業につながる可能性のある教室や講座（体験会案内などの無料の場合も含む）は営業とみなす）
- 法令や公序良俗に反する内容
- その他、掲載が適切でないと協働推進課が認めたもの

---

### 3. 掲載申請の方法

#### （1）申請の媒体

- LoGo フォームを使用する方法（推奨）／掲載申請書に必要事項を記入し、提出する方法
- 掲載申請書の場合は、以下の方法で御提出ください。

メール：[kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp)

郵 送：〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市協働推進課協働推進係

窓 口：掛川市役所協働推進課（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

#### （2）添付資料

- 事業が分かる資料（開催プログラム、チラシなど）【推奨】
- 団体規約【必須：一部団体】  
※下記に該当する団体は、毎年度初回の申請時に団体規約を御提出ください。
  - ① 市民活動団体等（イ）のうち、CSR 活動をする企業や事業者、法人格のある団体は含みません。任意団体（主に地域住民が自主的に組織した団体）のみが対象です。
  - ② 市民活動団体等（ウ）のうち、上記①の任意団体のみで構成される共同事業体が対象です。なお、実行委員会など一つの団体として規約を作成している場合はその規約、または構成する各団体の規約のいずれかを提出してください。

---

### 4. 情報の公開

#### （1）掲載スケジュール

- 申請日から 5 日以降の掲載更新日（毎月 1 日、11 日、21 日）  
※掲載情報は、掲載更新日から 2 カ月以内の事業に限ります。  
※申請日が閉庁日の場合は、翌開庁日から 5 日以降の掲載更新日とします。  
※年末年始や GW など、長期休暇の際には、更新を中止する場合がございます。その際には、市民活動カレンダーのページにてお知らせします。

#### 【掲載日の例】

申請日：1月17日の場合 掲載日；2月1日

申請日を0日目とし、1月18日＝1日目・・・1月22日＝5日目

→したがって、掲載は、2月1日となります。

## (2) その他情報発信

- 掛川公式 LINE においても市民活動の情報を発信し、市民活動の促進を図ります。
- 

## 5. 注意事項

- 掲載の可否は、本規定に基づき決定します。内容に疑義がある場合は、掲載対象か否か判断に迷う場合は、事前の御相談をお願いします。
- 提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに協働推進課へ連絡してください。
- 掲載された情報に基づいて生じた結果や損害について、掛川市は一切の責任を負いかねますので、あらかじめ御了承ください
- 市民から団体への問い合わせをスムーズに行うため、公式ホームページに掲載する連絡先（電話番号、メールアドレス、またはその両方）を必ず申請書に御記入ください。